

平成24年度診療報酬改定の結果検証にかかる特別調査の 進め方について（案）

1. 調査の進め方について

平成24年度特別調査については、下記の流れの通り進めたい。

（1）調査項目策定

- ① 平成24年度診療報酬改定の結果検証にかかる特別調査の調査項目決定（検証部会→総会）
- ② 平成24年度実施分の調査項目決定（検証部会→総会）

（2）調査設計作成

- ③ 調査設計素案作成、調査検討委員会人選（厚生労働省）
- ④ 受託業者決定（決定後直ちに打ち合わせ。作業趣旨確認・迅速化徹底）
- ⑤ 調査設計原案作成（受託業者）
- ⑥ 調査設計原案について、中医協委員及び調査検討委員会委員より意見を求め、必要な修正を行い、調査設計を完成

（3）調査票作成

- ⑦ 調査設計をもとに厚生労働省と受託業者で打ち合わせを実施し、調査票原案作成（受託業者）
 - ・CS等専門家意見反映
- ⑧ 調査票原案を中医協委員に意見照会
 - ・検証部会長名で情報提供
 - ・意見を頂き、受託業者において調査票案に反映し、調査票修正案を作成

※同時に調査検討委員会委員についても意見を求める
- ⑨ 第1回調査検討委員会開催
 - ・調査票修正案の議論
 - ・⑦において中医協委員及び調査検討委員会委員より指摘された意見について、反映すべきかどうか検討を要する内容について合わせて議論
- ⑩ 第1回調査検討委員会の検討結果により、調査票最終案を作成
- ⑪ 調査票最終案について、検証部会の承認（方法については日程等により別途調整）を得て、総会に報告
- ⑫ 総会報告後、総会において指摘された必要な修正を取り込んだ調査票により調査開始

2. 平成24年度実施分調査スケジュール（案）

平成24年度実施分の調査のスケジュールについては、下記の日程を想定している。なお、「後発医薬品の使用状況調査」については、調査結果を平成25年度後発医薬品推進計画策定の資料として使用することから、平成24年12月までに速報値を公表する必要があるため、他の調査より前倒しで調査を実施する。

3月28日（水）

○検証部会

平成24年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査の進め方について議論し、平成24年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査についての調査項目を決定

4月

○総会

平成24年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査についての調査項目を報告

○検証部会

平成24年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査についての調査項目のうち、平成24年度及び平成25年度にどの調査項目を実施するかを決定

○総会

平成24年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査についての調査項目のうち、平成24年度及び平成25年度にどの調査項目を実施するかを報告

4月～5月

厚生労働省において、決定した調査項目についての調査設計素案を作成し、調達を実施

6月上旬までに

受託業者を決定し、決定し次第受託業者と厚生労働省との打ち合わせを行い、調査設計案を作成

6月

調査設計案について中医協委員及び調査検討委員会委員に意見を求め、寄せられた意見によって修正を行い、調査設計を作成

調査設計をもとにして、受託業者と厚生労働省との打ち合わせを行い、調査票原案を作成

6月～7月

調査票原案について中医協委員及び調査検討委員会委員に意見を求め、寄せられた意見によって修正を行い、調査票修正案を作成

7月～8月

調査検討委員会において、調査票修正案の検討を行い、調査票最終案を作成

8月

○総会

平成24年度調査の調査票最終案の報告・決定

9月～

・「後発医薬品の使用状況調査」の調査を開始

11月～

・「後発医薬品の使用状況調査」以外の調査を開始

12月上旬

○総会

「後発医薬品の使用状況調査」に係る報告書（速報版）について報告

3月までに

○総会

「後発医薬品の使用状況調査」以外の調査に係る報告書（速報版）について報告

3. 平成24年度調査における検討事項

① 調査票の簡素化

調査票における質問項目については、案の段階で中医協委員からのご意見を伺い、さらに調査検討委員会における議論の上で決定しているところである。

平成23年度の調査票については、出来る限り詳細な情報を得ることを重視して質問項目を作成した結果、多いものでは10ページを超える調査票となった。また調査によっては、2種類以上の調査票に回答の必要な医療機関も存在するなど、回答に対する負担が非常に大きくなり、回答しない（出来ない）医療機関が多く存在することとなり、結果として回答率の低下につながっていると考えられる。

検証を実施するためには、ある程度詳細な項目による調査が必要であるのは確かであるが、回収率を向上させ、より多くの事例を収集するために、診療報酬の改定の効果を直接聴取することができる質問に限定するなど、調査票を簡素化することが必要ではないか。

② 患者調査票の充実

平成23年度調査までの調査については、保険医療機関や当該機関に所属する医師などの施設等に対しての調査を中心に実施していたところであるが、医療の実態を調査するためには、実際に診療を受けている患者の意識を把握することがより重要であると考えられる。平成24年度調査からは、患者の意識をより把握することが出来るように、回答の際に負担にならない程度において、患者に対する調査票の調査項目を充実させることが必要ではないか。

③ 調査票集計の際の検定

調査内容や調査項目によっては、十分な回答数が得られないことがある。

回答数が少ない場合は、検証を実施する上で、適当ではない結果が導かれて、適正な評価が行えない可能性があるため、十分な回答数が得られなかった場合については、集計を行う際に統計における検定を実施すべきではないか。

平成24年度診療報酬改定の結果検証にかかる特別調査の検証項目（案）

平成24年度診療報酬改定の基本方針及び答申に当たっての中医協附帯意見を踏まえると、以下のような検証項目案が考えられるがどうか。

1. 平成24年度骨子における重点課題

（1）急性期医療の適切な提供に向けた病院勤務医等の負担の大きな医療従事者の負担軽減

○救急医療機関と後方病床との一層の連携推進など、小児救急や精神科救急を含む救急医療の評価についての影響

○病院勤務医等の負担の大きな医療従事者の勤務体制の改善等の取組に係るさらなる措置についての効果及びチーム医療に関する評価後の役割分担の状況や医療内容の変化

○歯科医師等による周術期等の口腔機能の管理に係る評価についての影響

（2）医療と介護の役割分担の明確化と地域における連携体制の強化の推進及び地域生活を支える在宅医療等の充実

○在宅医療を担う医療機関の機能分化と連携等による在宅医療のさらなる充実や後方病床機能の評価についての影響及び在宅医療の実施状況及び医療と介護の連携状況

○訪問看護の見直し及び評価についての影響

2. 平成24年度骨子における4つの視点

（1）充実が求められる分野を適切に評価していく視点

○慢性期精神入院医療や地域の精神医療、若年認知症を含む認知症に係る医療の状況

○在宅における歯科医療と歯科診療で特別対応が必要な者の状況

○廃用症候群に対する脳血管疾患等リハビリテーションなど疾患別リハビリテーションに関する実施状況

（2）患者から見て分かりやすく納得でき、安心・安全で、生活の質にも配慮した医療を実現する視点

○医療安全対策や患者サポート体制の評価の効果

（3）医療機能の分化と連携等を通じて、質が高く効率的な医療を実現する視点

（4）効率化余地があると思われる領域を適正化する視点

○一般名処方の普及状況・加算の算定状況や後発医薬品の処方・調剤の状況

平成24年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査の実施について（案）

1. 目的

「平成24年度診療報酬改定の結果検証にかかる特別調査の検証項目」に基づき、特別調査を実施し、検証部会における平成24年度診療報酬改定の結果検証のための資料を得ることを目的とする。

2. 調査の実施方法

特別調査は、外部委託により実施することとし、実施に当たっては、調査機関、検証部会委員、関係学会等により構成された「調査検討委員会」により、具体的な調査設計、調査票作成、集計・分析方法の検討、及び集計・分析終了後の結果の検討を行う。

3. 調査項目

以下に掲げる10項目について、平成24年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査として実施することとし、うち、施設基準を新設するなど検証の効果が明らかになるまで一定程度の期間が必要である項目については、平成25年度調査として実施することとし、それ以外の項目について平成24年度調査として実施する。ただし、平成24年度調査についても、改定による効果がより明らかになるように、出来る限り年度後半での調査を実施する。

- (1) 救急医療機関と後方病床との一層の連携推進など、小児救急や精神科救急を含む救急医療の評価についての影響調査
- (2) 病院勤務医の負担の軽減の状況調査
 - ・ 病院勤務医等の負担の大きな医療従事者の勤務体制の改善等の取組に係るさらなる措置についての効果の影響調査
 - ・ チーム医療に関する評価後の役割分担の状況や医療内容の変化の状況調査
- (3) 歯科医師等による周術期等の口腔機能の管理に係る評価についての影響調査
- (4) 在宅医療を担う医療機関の機能分化と連携等による在宅医療のさらなる充実や後方病床機能の評価についての影響調査及び在宅医療の実施状況及び医療と介護の連携状況調査
- (5) 訪問看護の見直し及び評価についての影響調査
- (6) 慢性期精神入院医療や地域の精神医療、若年認知症を含む認知症に係る医療の状況調査
- (7) 在宅における歯科医療と歯科診療で特別対応が必要な者の状況調査
- (8) 廃用症候群に対する脳血管疾患等リハビリテーションなど疾患別リハビリテーションに関する実施状況調査
- (9) 医療安全対策や患者サポート体制の評価の効果の調査
- (10) 一般名処方の普及状況・加算の算定状況や後発医薬品の処方・調剤の状況調査